

鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

鶴ヶ島市立鶴ヶ島第一小学校

1 いじめとは

○「いじめ」とは、児童に対して、その児童と学校の内外を問わず、一定の人的に関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、その行為の対象となつ

2 基本方針

た児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。＜いじめ防止対策推進法か

- いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりえるものであるという意識を教職員は、常に持ち、日々の指導及び児童の観察・把握に努める。
- いじめの判断は、いじめを受けて児童の立場に立ち、「いじめ対策委員会（生徒指導委員会）」等を活用して、組織的に行う。
- いじめを未然に防止する取組を重視し、児童の健全育成型の取組を推進していく。
- いじめを早期に発見・把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組んでいく。
- いじめに対する取組を進めるなかで「社会に出て自立していける」子どもを育てる。

3 組織

生徒指導委員会（いじめ対策委員会）

（1）構成メンバー

校長 教頭 教務主任

生徒指導主任 教育相談主任 学年主任 養護教諭 関係学級担任

いじめ等対応支援員

※スクールカウンセラー ※スクールソーシャルワーカー

※主任児童委員 ※青少年健全育成推進協議会長 ※PTA会長

※学校運営協議会委員 ※西入間警察生活安全課署員

※学校医 ※中学校さわやか相談員等

（※は必要に応じて招集）

（2）会議

年度当初会議 本年度の方針の確認

定例会議（毎学期1回） 情報交換 対応策の確認

年度末会議 年度のまとめ 次年度への引き継ぎ 取組の見直し
臨時会議 いじめ発生時の迅速な対応

4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

① いじめの未然防止の取組

- ・安定した教育秩序の形成・維持
- ・特別活動、道徳教育、人権教育の充実（命の大切さを考えさせる授業）
- ・授業の充実（学び合い学習の推進、一人残らず学ぶ教室の実現 等）
- ・「いじめ防止プログラム」による授業（4年生、養護教諭）
- ・積極的な生徒指導の推進（児童生徒のいじめ防止のための自主的・自発的な活動育成、コミュニケーションアプリ・SNS等を通じて行われるいじめ対策 等）
- ・子どもが意識する雰囲気作り（人権作文や人権標語への取組 等）

② いじめの早期発見の取組

- ・定期的なアンケート（なやみごと調査）の実施～年間5回～
- ・QUの活用
- ・教育相談体制の充実（組織的な相談体制の構築・スクールカウンセラー、相談員、教育センター等相談できる場・機会の周知）

③ いじめの早期対応の取組

- ・組織的で迅速な対応
- ・保護者、関係機関、教育委員会との連携

④ 重大事態への対応

- ・組織的で迅速な対応
- ・教育委員会、関係機関等との連携

5 保護者との連携

- 未然防止のための情報提供
- いじめ発生時の情報共有

6 関係機関、専門家との連携

- 教育相談体制について鶴ヶ島市立教育センターと連携する
- スクールカウンセラー等心理の専門家との連携
- 重大事態に対して教育委員会、警察、医療機関、弁護士等と連携する

7 基本方針の点検・見直し（取組の評価とPDCAサイクル）

- 生徒指導委員会の定期的開催（いじめ防止対策委員会）
- 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）において、取組の見直しと次の取組の改善について定期的に点検する。